

第1回横須賀市屋外広告物審議会

- 1 日 時 平成13年（2001年）7月19日（木）
午後2時15分～4時30分
- 2 場 所 横須賀市役所 301会議室
- 3 議 案 （1）委員長の選出について
（2）横須賀市屋外広告物審議会運営要領（案）について
（3）委員長職務代理者の指名について
- 4 出席者 委 員 田口委員 他 6名
事務局 安藤都市部長 他 6名
- 5 傍聴人 なし
- 6 議事経過 別添のとおり

出席委員氏名

奥	平	耕	造	委	員
田	口	敦	子	委	員
川	瀬	富士	子	委	員
吉	田	慎	悟	委	員
鈴	木	泰	浩	委	員
河	上	俊	昭	委	員
木	下	容	子	委	員

事務局員氏名

都市部長	安	藤	眞	巳
都市部副部長	岩	澤	康	浩
都市部参事	岡		正	郎
景観推進課主幹	越	石		光
景観推進課主査	長	島		洋
景観推進課事務吏員	加	藤	英	明
景観推進課非常勤職員	青	木	智	子

欠席委員氏名

なし

傍聴人氏名

本審議会に関する公開、非公開を含めた運営要領の審議であったため、傍聴人はなし

○事務局 ただいまから、横須賀市屋外広告物審議会を開会致します。

（主幹） 本日は、横須賀市屋外広告物条例が制定され、さらには、委員各位がご就任いただきまして、初めての審議会となりますので、委員長が決定致しますまでの間、僭越ながら、事務局が進行をつめさせていただきます。

 よろしくお願い致します。

 それでは、議事に入ります前に横須賀市屋外広告物審議会規則第4条第2項によります会議の成立についてをご報告致します。当審議会委員7名のうち現在7名が出席致しておりますので、会議は成立していることをご報告致します。

○事務局 それでは、先般、お送りしております資料の確認をさせていただきたいと思います。横須賀市屋外広告物関係法令集、横須賀市屋外広告物条例の手引き（禁止・許可地域概要図、手引き関係）、横須賀市屋外広告物条例のあらまし、横須賀市屋外広告物審議会運営要領（案）以上4点を用意させて頂いております。

 それでは、議事の(1)「委員長の選出について」に入ります。

 本件につきましては、横須賀市屋外広告物審議会規則第3条第1項により、「委員が互選する」となっております。互選の方法は、いかが致しましょうか。

○鈴木委員 田口委員がよろしいかと思います。多くの自治体の屋外広告物審議会委員を経験されています。ふさわしいかと思います。

○事務局 ただいま、田口委員との発言がありましたが、いかがでしょうか。

（主幹）

○河上委員 私も、田口委員がいいと思います。

○事務局 それでは、鈴木委員、河上委員から田口委員を委員長にご推薦いただきました。田口委員を委員長にご就任いただくこととしてよろしいでしょうか。

（主幹）

全員挙手

- 事務局
(主幹) それでは、田口委員が委員長に就任していただくことと決定致しました。
田口委員よろしくお願い致します。委員長席におつき下さい。

これより、委員長により議事を進めていただきますのでよろしくお願い致します。

- 委員長 (委員長就任挨拶)

ただいま、委員長に就任いたしました田口です。他の自治体では、委員をやらせていただいておりますが、委員長になるのは初めてなので大役に緊張しております。円滑な運営のためには、皆様のご協力、よろしくお願い致します。

この4月1日より中核市になり、横須賀市は横須賀市にとってふさわしい新しい独自のルールを決め、街づくりを行っていく。

その中で、屋外広告物がどのような役割を持つのか、またどのような問題を抱えているのかということを審議していくのだと思います。市役所では、いろいろなプランをお持ちかと思いますが、そのプランに対してどのような意見が優先されていくのか、この審議会が大事なことだと思います。

よろしく、お願いいたします。

それでは、議事の(2)「横須賀市屋外広告物審議会運営要領(案)」についてを議題といたします。事務局から説明させます。

- 事務局
(参事) 横須賀市屋外広告物審議会運営要領(案)を説明させていただきます。
別紙参照

- 委員長 ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問はありませんか。

- 川瀬委員 法人および個人の権利関係に重大な影響をあたえるものとは、具体的にはどのようなものを想定されているのか説明して下さい。

- 事務局 例えば、適用除外の特例、「条例第11条 市長は、広告物等が美観風致の(参事) 向上に資すると認めるときは、これらに対して第7条及び第9条の規定の

適用を除外することができる。」で、これは審議会への諮問事項となっておりますが、適用除外の特例として例えば、企業等が基準に合わない屋外広告物の掲出を計画し、審議会の案件となった場合、その事業自体がまだ公開できない、または、事業者側が非公開を望むような場合には、その内容が適切であれば非公開とすることが想定されます。

○委員長 他にご質問は、ありませんか。

○委員長 ないようでありますので、以上で質問を打ち切ります。
本件にご賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

○委員長 全員挙手でありますので、本件は、原案どおり同意されました。
よって、本案のとおり決定致します。

○委員長 次に、本日の議事録の署名委員を指名致します。
奥平委員と川瀬委員を指名致します。
よろしくお願い致します。

○委員長 次に、議事の(3)「委員長職務代理者の指名について」に入ります。
本件は、審議会規則第3条第3項によりまして、「委員長が指名する」こと
となっております。
それでは、ただいまから指名致します。吉田委員を委員長職務代理者
として指名致します。よろしくお願い致します。

○委員長 以上で本日の議事は、すべて終了致しましたが、その他、特に委員からご
発言はありませんか。
ないようでしたら、以上で第1回横須賀市屋外広告物審議会を閉会致します。

議 事 録 署 名 委 員

議 事 録 署 名 委 員

横須賀市の屋外広告物の現状について

○事務局 委員各位におかれましては、委嘱式、審議会に引き続きまして大変お疲れのところ誠に恐れ入りますが、審議会の性質上、市長の諮問に答えることとなりますので、横須賀市における屋外広告物の現状について及び関係法令等の概要を資料により説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

 なお、ご質問のあります場合は、説明がすべて終了した後をお願いしたいと思います。

○事務局 (資料により説明　スライド使用)
(主査)

○事務局 以上で説明は、すべて終了致しました。
(主幹) 何かご質問のあります委員は、ご発言をお願いいたします。

○事務局 他にご質問がないようでしたら、以上で関係法令等の説明は、終了致しますが、広告物についてご造詣の深い委員長から、ご意見を頂戴いただければと存じます。

 田口委員長より国内外の屋外広告物の現状等のスライドによる説明

○事務局 田口委員長ありがとうございました。
(主幹) 長時間にわたり誠にありがとうございました。